

茅ヶ崎市地域集会施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月25日

茅ヶ崎市長 佐藤光

茅ヶ崎市条例第40号

茅ヶ崎市地域集会施設条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市地域集会施設条例（平成10年茅ヶ崎市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表コミュニティセンター湘南の項の次に次のように加える。

| | |
|--------------|-----------------|
| 松林コミュニティセンター | 茅ヶ崎市高田二丁目14番28号 |
|--------------|-----------------|

附 則

- 1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 指定管理者の指定その他指定管理者による松林コミュニティセンターの管理のために必要な行為は、この条例の施行の日前であっても、改正後の茅ヶ崎市地域集会施設条例の規定の例により行うことができる。